

箕輪町入札入札制度についての懇談会 意見等の概要

- 1 日 時 平成15年11月14日(金)午後1時30分～午後3時
- 2 会 場 箕輪町役場 講堂
- 3 出席者 業者等 32人
町 側 町三役(町長 桑澤助役 永岡助役)
町入札等審査委員会委員(三井委員長他全委員)
担当課 課長他
- 4 意見・要望の主なもの
< >内は町の考え方です。

(応札の条件関係)

- (1) 町内の業者は除雪に関する協力は当然と考えているので、除雪要件は不要である。

< 新規業者も応札できる入札制度であり、新規業者にも除雪に協力いただきたいので、要件としたい。 >

- (2) 水道当番店については責任を持って対応している。入札条件の規定を守らない場合は入札から外すということか。

< 入札から外そうとする制度ではありません。 >

- (3) 配置技術者を恒常的に雇用しているという条件を、落札決定前何ヶ月という期間を指定してほしい。

< 現在雇用期間については「当該入札公告の前日までに雇用されていること」としてあります。当面、現行どおりとします。 >

(入札の書類関連)

- (4) ホームページからダウンロードしたものをそのまま入力できる形式のものできないか。

- (5) 内訳書の提出は枚数等も相当量になるため、落札者のみとならないか。

- (6) 設計図書は役場でフロッピー(そのまま入力できるもの)で提供できないか。

< (4) ~ (6) について

設計者の意図もあり、すべてが対応できない状況であるが、できるだけ対応したいと考えている。また、内訳書については積算を

行ってあるかの確認を行う意味でも応札者全員からの提出は必要と考えます。提出様式等についての簡素化（入札時には総括表のみとし、後日内訳書を提出する等）を行います。>

（予定価格関連）

（ 7 ） 県と同様に、予定価格の事前公表を止める考えはないか。

< 予定価格の事前公表を止めている県の状況等を勘案して検討しましたが、現時点では現状のまま継続することとします。なお、長野県のような低価格調査制度の導入は当面行いません。 >

（発注方法、応札範囲、指名関連）

（ 8 ） 現在ある箕輪の本店を営業所として残し、町外に本店をおいた場合に、営業所の要件はクリアできるか。

< 過去の状況等を勘案し営業所としての参加資格を与える方向で検討します。（検討結果追加：最終ページ）なお、受注希望型競争入札に参加する場合は営業所としての参加となるため、町内本店のみという条件の入札には参加できなくなります。 >

（ 9 ） 町外業者の指名は行わないようにしてほしい。

（10） 「力」のある業者を指名から外せないか。

（11） 発注する場合、できるだけ分離発注を行ってほしい。

（12） 大きな物件は町内業者によるJVでも対応できるので、町外業者を入れないでほしい。

（13） 造園、剪定等は技術のある専門家に相談し、また任せてほしい。

<（ 9 ）～（13）事業内容、規模等、全体のバランスをみて対応したい。 >

（受注後の施工関連）

（14） 工事内容の変更等で予期しないものがあつたときは、別発注等に対応し、落札比率で変更契約しないいただきたい。

< 内容によって個々判断することも必要と考えます。 >

(15) 地質調査等の事前調査は十分行ってから発注してほしい。

< 施工内容に変更が生じた場合は、変更契約により対応します。また、十分調査したうえで発注するよう努めます。 >

(制度全般)

(16) 10%の効率化分を建設業界にしわ寄せしないでほしい。

< しわ寄せすることは考えておりません。 >

(17) 小規模な営繕工事等は小規模な事業者へ発注するようにしてほしい。

< 小規模契約についての名簿登録制度を行う予定でいます。 >

(18) 職員を育成し、職員が技術を持てば設計委託等の経費の節約ができるのではないかと。

< 出来るものから、順次取り組んで参ります。 >

(19) こういう懇談会を設け、透明性・公平性をもった制度にしてほしい。

(20) 入札等審査委員会の中に業者を入れたほうが良いのでは。

< (19)(20) このような業界の声を聴く機会(懇談会)を持つことをご理解いただきたい。 >

以上、主なものについて掲載しました。

(8) について検討結果の追加 (平成16年7月1日)

箕輪の本店を支店又は営業所として残し、町外に本店をおいた場合、「建設業法上の支店又は営業所を設置して5年を経過」の要件は、箕輪の本店の期間も含むこととします。